

第38期 定時株主総会 招集ご通知



日時 2020年8月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 本館3階
都久志の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

目次

招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	2
連結計算書類	18
計算書類	31
監査報告書	41
株主総会参考書類	46

新型コロナウイルス感染防止に関するご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

また、株主総会会場においては、運営スタッフのマスク着用、消毒液の設置、株主様の座席の間隔を広くとる等、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を実施いたします。ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、例年、株主総会終了後に実施しております「経営方針説明会」について、今年度は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主様へのお土産について

今年度は、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社コスモス薬品

証券コード：3349

証券コード 3349
2020年8月3日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビル5館4階
株式会社コスモス薬品
代表取締役社長 横山英昭

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月20日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第38期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.cosmospc.co.jp/>) にて、掲載することによりお知らせいたします。
3. 株主総会終了後の「経営方針説明会」及び株主総会にご出席される株主様に配布しておりました「お土産」については、今年度は取りやめさせていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、消費税増税による消費者心理の冷え込みに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響で先行きが見通せない厳しい状況となりました。

このような状況の中、当社グループは消費者にとって「安くて、近くて、便利なドラッグストア」を目指して力を注いでまいりました。加えて、「毎日安い（エブリデイ・ロー・プライス）」政策を忠実に実行することで物流や店舗作業の平準化を行い、ローコストオペレーションの更なる推進を図りました。これにより価格競争力を高め、ご来店いただくお客様に「高品質な商品をより安く」販売できるように努めてまいりました。

出店戦略につきましては、自社競争による一時的な収益性の低下も厭わず、創業の地である九州地区にも出店を継続すると同時に、新商勢圏への店舗網拡大を図ってまいりました。これにより、新規出店につきましては、関東地区に6店舗、中部地区に14店舗、関西地区に29店舗、中国地区に8店舗、四国地区に3店舗、九州地区に20店舗の合計80店舗となりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための渡航制限によりインバウンド需要の急激な減速があったため、売上高に占める同需要の比率が高かった8店舗を閉鎖いたしました。加えて、スクラップ&ビルドにより7店舗を閉鎖したことで合計15店舗を閉鎖いたしました。これにより、当連結会計年度末の店舗数は1,058店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度業績は、連結売上高6,844億3百万円（前年同期比12.0%増）、連結営業利益は290億94百万円（前年同期比17.4%増）、連結経常利益は315億62百万円（前年同期比15.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は214億35百万円（前年同期比11.7%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、272億84百万円であります。
主な内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

店舗

- 【茨城県】 龍ヶ崎ニュータウン店、ゆめみ野店
- 【東京都】 歌舞伎町一丁目店、池袋東口店、上野毛店、祖師谷店
- 【富山県】 高岡福岡店、新湊店、大広田店
- 【石川県】 長田町店、内灘店、山代温泉店、布市店
- 【福井県】 小黒町店
- 【岐阜県】 本巣北方店
- 【愛知県】 花中町店、村久野店、常滑錦店、津島本町店
- 【三重県】 芸濃店
- 【滋賀県】 甲南野田店、大萱店、石部店、名坂店
- 【京都府】 岩井店、綾部店、四条河原町店、大井店、梅津店
- 【大阪府】 和泉和気店、御幣島店、駒川店、心斎橋店、萱島店
- 【兵庫県】 山崎三津店、東浜店、広畑店、北在家店、大庄西町店、佐用店、
南武庫之荘店、パニエ六甲店、大江島店
- 【奈良県】 尼寺店、坊城店
- 【和歌山県】 粉河店、南紀白浜店、神前店、西浜店
- 【鳥取県】 雲山店、淀江店
- 【島根県】 熱田店
- 【岡山県】 福富店
- 【広島県】 中通店、川口店
- 【山口県】 大内御堀店、山の田店
- 【香川県】 土器店
- 【愛媛県】 川之江店
- 【高知県】 北川添店
- 【福岡県】 原田駅前店、筥松店、小田部店、上津バイパス店
- 【長崎県】 壱岐店、長与店
- 【熊本県】 植木南店、東町小前店、下南部店、宇土店

- 【大分県】 大貞店、古国府店、臼杵店
- 【宮崎県】 浮之城店
- 【鹿児島県】 枕崎桜木店、西出水店、新栄店、東串良店、加世田店
- 【沖縄県】 沖縄通り店

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、積極的な店舗展開による更なる飛躍を目指しております。しかし、これを可能とするには、店舗運営のマネジメントレベルの向上が不可欠と考えます。これを実現するために、①人材教育、②マニュアルの整備、③コンピュータシステムの充実、この3つを重要課題と認識し組織改革に取り組んでまいります。

チェーンストアは、規模の拡大によって段階的な組織の再構築・情報システムの見直しが必要と考えます。今後も持続的な成長を実現するために、将来にわたってその時点の企業規模よりも常に先を見据えた組織・システムの構築を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2017年5月期	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期 (当連結会計年度)
売上高	502,732	557,999	611,137	684,403
営業利益	22,237	22,749	24,775	29,094
経常利益	24,591	25,255	27,292	31,562
親会社株主に帰属する当期純利益	18,215	17,633	19,185	21,435
1株当たり当期純利益(円)	919.99	890.59	484.48	541.30
総資産額	225,691	250,609	273,561	320,283
純資産額	93,053	108,888	126,289	145,675
1株当たり純資産額(円)	4,699.76	5,499.55	3,189.19	3,678.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
 なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は2020年6月1日付で、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が2019年5月期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

(6) 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社グリーンフラッシュ	10百万円	100.0%	ビル及び商業施設建物の総合維持管理 交通誘導警備等の請負
株式会社コスモス・コーポレーション	50百万円	100.0%	コンピュータによる情報処理サービス業 ソフトウェアの企画・設計・開発・販売

(注) 2020年5月31日現在、株式会社コスモス・コーポレーションは事実上の休眠会社となっております。

(7) 主要な事業内容(2020年5月31日現在)

当社グループは医薬品、化粧品、日用雑貨、食品(生鮮三品を除く)等の生活必需品全般を販売するドラッグストア事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所 (2020年5月31日現在)

① 当社

本社 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階

店舗 1,058店舗

地域	店舗数	地域	店舗数
茨城県	2店舗	島根県	21店舗
東京都	5店舗	岡山県	37店舗
富山県	5店舗	広島県	40店舗
石川県	6店舗	山口県	63店舗
福井県	2店舗	徳島県	27店舗
岐阜県	12店舗	香川県	33店舗
愛知県	9店舗	愛媛県	42店舗
三重県	14店舗	高知県	12店舗
滋賀県	18店舗	福岡県	171店舗
京都府	14店舗	佐賀県	38店舗
大阪府	30店舗	長崎県	43店舗
兵庫県	69店舗	熊本県	95店舗
奈良県	15店舗	大分県	71店舗
和歌山県	13店舗	宮崎県	70店舗
鳥取県	14店舗	鹿児島県	67店舗

② 子会社

株式会社グリーンフラッシュ (本社：福岡市博多区)

株式会社コスモス・コーポレーション (本社：福岡市博多区)

(9) 従業員の状況 (2020年5月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,922名	69名増	31.2歳	6.8年
女 性	1,456名	77名増	27.8歳	3.5年
合計または平均	4,378名	146名増	30.1歳	5.7年

- (注) 1. 上記従業員その他、契約社員36名、パート22,594名、アルバイト10,234名が在籍しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。

(10) 主要な借入先 (2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,724
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,600
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,076
株 式 会 社 肥 後 銀 行	328
株 式 会 社 伊 予 銀 行	164
株 式 会 社 福 岡 銀 行	104
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	65

- (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 59,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,000,400株
- (3) 株主数 8,897名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社 萬緑	7,659	38.68
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	943	4.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	768	3.88
公益財団法人 余慶会	750	3.79
宇野 之 崇	600	3.03
宇野 慎 里 子	512	2.59
宇野 史 泰	512	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	481	2.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	455	2.30
コスモス薬品従業員持株会	282	1.43

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (200,834株) を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年4月13日開催の取締役会において、2020年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行うことを決議し、定款を変更いたしました。これにより発行可能株式総数は119,200,000株に、発行済株式の総数は40,000,800株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	宇野正晃	
代表取締役社長	横山英昭	株式会社グリーンフラッシュ代表取締役
取締役	岩下昌博	情報システム部長
取締役	竹森基	営業企画部長
取締役	柴田太	経営企画部長 株式会社グリーンフラッシュ取締役
取締役	宇野之崇	商品開発部長 株式会社グリーンフラッシュ取締役
取締役 (常勤監査等委員)	小坂通美	株式会社グリーンフラッシュ監査役
取締役 (監査等委員)	木野哲男	木野哲男税理士事務所所長
取締役 (監査等委員)	植田正男	法律事務所徳賢 共同代表

- (注) 1. 取締役 宇野之崇氏は、代表取締役会長宇野正晃氏の長男であります。
2. 2019年8月23日開催の第37期定時株主総会において、小坂通美氏が取締役（常勤監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
3. 牧野照也氏は、2019年8月23日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（常勤監査等委員）を退任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）木野哲男氏及び植田正男氏は社外取締役であります。
5. 取締役（監査等委員）木野哲男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）植田正男氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役（監査等委員）木野哲男氏及び植田正男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 取締役（常勤監査等委員）小坂通美氏は、長きにわたり当社の総務部長を務め、当社の業務全般について高い知見を有しております。
9. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取 締 役 (監査等委員を除く)	6	112
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (2)	14 (7)
計	10	127

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）を37百万円支払っております。
2. 上記の取締役（監査等委員）の支給人員には、2019年8月23日開催の第37期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

取締役（監査等委員）木野哲男、植田正男

イ. 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）の木野哲男氏は、木野哲男税理士事務所の所長を兼務しております。

社外取締役（監査等委員）の植田正男氏は、法律事務所徳賢の共同代表を兼務しております。

なお、木野哲男税理士事務所及び法律事務所徳賢と当社の間取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	主な活動状況
社外取締役 （監査等委員）	木 野 哲 男	当事業年度に開催した取締役会12回、監査等委員会13回のすべてに出席し、企業経営などの分野における税理士としての豊富な経験と高い見識に基づき、専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 （監査等委員）	植 田 正 男	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回、監査等委員会13回のうち12回に出席し、弁護士としての長期の経験に基づく深い造詣をもとに、専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ハ. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の確立と推進が、社会からの信頼を得るための不可欠な要件であるとの認識に立ち、当社及び子会社の取締役、使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための企業行動指針を制定している。さらに、コンプライアンス体制を組織的・永続的に運営するためにコンプライアンス委員会規程を制定し、常設機関として管理部門管掌取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

具体的なコンプライアンス体制の推進に関しては、コンプライアンス委員会に常勤監査等委員、内部監査室長及び社外の弁護士を委員として加えてコンプライアンス委員会の機能を強化する。また、各委員が相互に連携を図りつつ、当社及び子会社の取締役、使用人の法令及び定款の遵守状況をモニタリングすることで、コンプライアンス推進体制の充実を図るものとする。

また、当社及び子会社の取締役、使用人の法令・定款違反を防止するために、コンプライアンス相談窓口取扱規程を制定し、コンプライアンスに関する相談や通報のための専門の相談窓口を設置する。これを当社及び子会社の取締役、使用人が常に利用できる体制を構築する。

なお、当社及び子会社の各部門の使用人の業務に関する法令・定款の遵守状況のチェックは内部監査室が内部監査規程に基づき実施する。また、当社及び子会社の取締役の職務執行状況は、法令及び監査等委員監査規程に基づき監査等委員会の監査を受けることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令のほか、文書管理規程及び情報管理・秘密保持規程に従って、書面または電磁的方法により作成・保存する。作成・保存された情報は必要に応じて、取締役、監査等委員及び会計監査人等が常時閲覧できるものとする。取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存及び管理体制については、監査等委員会の監査を受けるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るすべてのリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めるものとする。

代表取締役社長は管理部門管掌取締役をリスク管理に関する統括責任者に任命し、当社及び子会社の全社的なリスクを管理・統括する。対応部署においては必要に応じてマニュアルを制定し、所属する従業員に対する研修活動等を通じてリスク管理の徹底を図る。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長が対応責任者となり、危機管理のためのチームを組成し対応することで、損失を最小限に止める体制整備を推進する。

コンプライアンスに関するリスクに関しては、上記(1)のコンプライアンス相談窓口を利用することにより、当社及び子会社の役職員による当該リスクの発生を未然に防ぐものとする。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役社長の円滑な職務執行及び取締役会における意思決定の効率性の向上に資するため、取締役会の下に、取締役及び主要部門の長を構成員、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置している。取締役会及び経営会議では、役員職務権限規程により付与された権限の範囲内で審議を行うものとする。また、子会社の取締役会においても経営の重要事項及び個別案件の決議を適宜行うものとする。

また、社会情勢・経済情勢の変化及び営業情報を踏まえて、代表取締役社長の経営方針を原案として経営会議及び取締役会の決議により3ヶ年の中期経営計画及び単年度の経営計画を策定している。当該計画を達成するために、当社及び子会社の各取締役は職務執行が効率的に行われるように努め、取締役会がこれを監督する体制を構築する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等から職務執行に係る事項の報告を受けるなど、適切な経営管理を行う。

また、子会社のコンプライアンス体制に関しては、コンプライアンス委員会規程及びコンプライアンス相談窓口取扱規程に従い役職員による相談窓口を設置し、当社グループとして一体的にコンプライアンス推進体制を構築する。

さらに、当社の内部監査室が内部監査計画に従って定期的に子会社の監査を実施するとともに、当社の常勤監査等委員が子会社の監査役を兼任することにより、業務の適正を確保する体制を構築する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人はいないが、必要に応じて内部監査室が監査等委員会の職務の補助を担当しており、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。なお、その人事に関しては監査等委員会の同意を得ることとし、取締役会からの独立性を確保するものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。加えて、内部監査の実施状況及びコンプライアンス相談窓口への通報状況と内容を報告するものとする。

常勤監査等委員は、当社及び子会社の重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会の委員として重要な会議に出席する。加えて、重要な社内文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役または使用人からの説明を求めることとする。

なお、監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

監査等委員会は、監査等委員監査規程に基づく独立性と権限により、内部監査室及び会計監査人と連携しつつ、監査の実効性の確保に努めるものとする。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

当社は企業行動指針において反社会的勢力への関与禁止を定めており、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととする。また、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、総務部を対応統括部署として警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により緊密な連携関係を構築する。

なお、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には決して応じず、警察等の外部専門機関と連携を行い組織として法的対応を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、2015年8月21日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織や業務、諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

①業務執行の適正及び効率性の向上に関する取り組みの状況

イ. 取締役会は、業務執行を行う取締役6名と監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、活発な議論が行われております。

ロ. 当事業年度において、取締役会を12回開催し、各議案の審議及び重要な業務執行の状況について報告がなされ、業務執行状況の監督がなされております。

ハ. 取締役会は、重要な業務執行の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定と業務執行を行っております。

②コンプライアンス、リスクマネジメントに関する取り組み

イ. 従業員に対し、社内研修や会議体を通して、コンプライアンスに関する教育を実施しております。また、社内報等で法令の内容やその変更を周知することで、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

ロ. 法令や定款に反する行為に関しては、コンプライアンス相談窓口を整備することでモニタリング強化を図っております。また、当事業年度において、コンプライアンス委員会を5回開催しており、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化につなげております。

③監査等委員会の職務執行

- イ. 監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議・決議に参加し、また業務執行状況の報告を受けております。加えて、常勤監査等委員についてはコンプライアンス委員会の委員として重要な会議に出席するなど、監査の実効性の向上を図っております。なお、当事業年度において、監査等委員会を13回開催しております。
- ロ. 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査室が監査等委員会の職務の補助を行っております。

④内部監査体制

- イ. 内部監査室は業務監査及び内部統制監査等を実施し、代表取締役及び取締役に報告を行っております。また、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	114,150	流動負債	161,950
現金及び預金	52,122	買掛金	136,532
売掛金	108	短期借入金	1,486
商成品	53,338	リース債務	1,606
貯蔵品	222	未払金	6,511
前払費用	1,821	未払費用	5,304
未収入金	5,771	未払法人税等	5,763
その他	767	未払消費税等	2,843
固定資産	206,132	店舗閉鎖損失引当金	366
有形固定資産	185,374	その他	1,534
建物及び構築物	142,945	固定負債	12,657
機械装置及び運搬具	1,161	長期借入金	5,574
工具、器具及び備品	7,592	リース債務	3,455
土地	25,723	退職給付に係る負債	1,160
リース資産	4,570	資産除去債務	1,705
建設仮勘定	3,382	その他	761
無形固定資産	268	負債合計	174,607
投資その他の資産	20,489	(純資産の部)	
投資有価証券	5	株主資本	145,736
繰延税金資産	1,671	資本金	4,178
建設協力金	3,671	資本剰余金	4,610
敷金及び保証金	13,365	利益剰余金	137,185
その他	1,775	自己株式	△238
		その他の包括利益累計額	△60
		その他有価証券評価差額金	1
		退職給付に係る調整累計額	△62
		純資産合計	145,675
資産合計	320,283	負債及び純資産合計	320,283

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	684,403
売上原価	549,419
売上総利益	134,984
販売費及び一般管理費	105,890
営業利益	29,094
営業外収益	
受取利息	65
受取手数料	772
不動産賃貸	1,247
固定資産受贈	382
その他	751
営業外費用	
支払利息	69
不動産賃貸原価	445
解約違約金	75
その他	161
経常利益	31,562
特別利益	
受取保険金	5
特別損失	
固定資産除却損失	47
災害による損失	7
店舗閉鎖損失	743
店舗閉鎖損失引当金繰入額	366
税金等調整前当期純利益	30,402
法人税、住民税及び事業税	9,247
法人税等調整額	△280
当期純利益	21,435
親会社株主に帰属する当期純利益	21,435

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,178	4,610	117,829	△238	126,380
当期変動額					
剰余金の配当			△2,078		△2,078
親会社株主に帰属する当期純利益			21,435		21,435
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	19,356	－	19,356
当期末残高	4,178	4,610	137,185	△238	145,736

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1	△92	△91	126,289
当期変動額				
剰余金の配当				△2,078
親会社株主に帰属する当期純利益				21,435
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	29	30	30
当期変動額合計	0	29	30	19,386
当期末残高	1	△62	△60	145,675

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

当社の子会社は株式会社グリーンフラッシュ及び株式会社コスモス・コーポレーションであり、当該会社を連結しております。

2 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はないため、該当事項はありません。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

(イ) 商品

売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元の原価率を適用）を採用しております。

(ロ) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2年～47年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理によっているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響により、当社グループの取引や新規出店に一定の影響を及ぼすと見込んでおります。当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響は徐々に収まりつつも2021年5月期まで継続すると仮定しておりますが、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産に係る減価償却累計額
73,867百万円

(連結損益計算書に関する注記)

(受取保険金)

受取保険金は、2019年8月に発生した長崎県・佐賀県・福岡県の大雨に伴う建物等店舗設備及びたな卸資産の被害等にかかる保険金であります。

(災害による損失)

災害による損失は、2019年8月に発生した長崎県・佐賀県・福岡県の大雨に伴う建物等店舗設備の原状復旧費用及びたな卸資産の損害等による損失であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	20,000,400	—	—	20,000,400
自己株式				
普通株式	200,834	—	—	200,834

(注) 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年8月23日 定時株主総会	普通株式	1,088	55.00	2019年5月31日	2019年8月26日
2020年1月10日 取締役会	普通株式	989	50.00	2019年11月30日	2020年2月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年8月21日 定時株主総会	普通株式	1,187	利益剰余金	60.00	2020年5月31日	2020年8月24日

(注) 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。また、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

建設協力金、敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金（原則として10年以内）は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

建設協力金、敷金及び保証金については、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、借入金については、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、資金調達に関する市場リスク管理方針に基づき実施しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2020年5月31日における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差 額
(1) 現金及び預金	52,122	52,122	—
(2) 建設協力金	3,671	3,898	227
(3) 敷金及び保証金	13,365	12,919	△446
資産計	69,159	68,940	△218
(1) 買掛金	(136,532)	(136,532)	—
(2) 長期借入金 (※2)	(7,061)	(7,123)	62
負債計	(143,594)	(143,656)	62
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 建設協力金並びに (3) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利の長期借入金（下記（3）参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております（上記（2）参照）。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,678円76銭
1 株当たり当期純利益	541円30銭

(注) 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2020年4月13日開催の取締役会の決議に基づき、2020年6月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流通性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2020年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は登録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	20,000,400株
株式分割により増加する株式数	20,000,400株
株式分割後の発行済株式総数	40,000,800株
株式分割後の発行可能株式総数	119,200,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2020年5月16日
基準日	2020年5月31日
効力発生日	2020年6月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき2020年6月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,960万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億1,920万株</u> とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日

2020年6月1日

(4) その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	113,743	流動負債	161,922
現金及び預金	51,702	買掛金	136,535
売掛金	108	1年内返済予定の長期借入金	1,486
商貯蔵品	53,338	リース債務	1,606
前払費用	219	未払金	6,447
未収入金	1,820	未払費用	5,346
その他の	5,786	未払法人税等	5,763
	766	未払消費税等	2,837
固定資産	206,111	預り金	829
有形固定資産	185,323	前受収益	152
建物	129,377	店舗閉鎖損失引当金	366
構築物	13,558	その他	551
機械及び装置	1,146	固定負債	12,565
車両運搬具	15	長期借入金	5,574
工具、器具及び備品	7,583	リース債務	3,455
土地	25,690	退職給付引当金	1,068
リース資産	4,570	資産除去債務	1,705
建設仮勘定	3,382	その他	761
無形固定資産	268	負債合計	174,488
ソフトウェア	249	(純資産の部)	
その他の	18	株主資本	145,364
投資その他の資産	20,519	資本剰余金	4,178
投資有価証券	5	資本剰余金	4,610
関係会社株	60	資本準備金	4,610
長期前払費用	1,774	利益剰余金	136,814
繰延税金資産	1,642	利益準備金	7
建設協力金	3,671	その他利益剰余金	136,807
敷金及び保証金	13,365	別途積立金	300
その他	0	固定資産圧縮積立金	562
		繰越利益剰余金	135,944
		自己株式	△238
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	319,854	純資産合計	145,366
		負債及び純資産合計	319,854

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損益計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	684,402
売上原価	549,418
売上総利益	134,984
販売費及び一般管理費	105,916
営業利益	29,067
営業外収益	
受取利息	65
受取手数料	772
不動産賃貸	1,250
固定資産受贈	382
その他	756
営業外費用	
支払利息	69
不動産賃貸原価	445
解約違約金	75
その他	161
経常利益	31,544
特別利益	
受取保険金	5
特別損失	
固定資産除却損失	47
災害による損失	7
店舗閉鎖損	743
店舗閉鎖損失引当金繰入額	366
税引前当期純利益	30,384
法人税、住民税及び事業税	9,241
法人税等調整額	△280
当期純利益	21,423

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途 積立金	固定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	4,178	4,610	4,610	7	300	638	116,523	117,469
当期変動額								
剰余金の配当							△2,078	△2,078
固定資産圧縮積立金の取崩						△76	76	－
当期純利益							21,423	21,423
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△76	19,420	19,344
当期末残高	4,178	4,610	4,610	7	300	562	135,944	136,814

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△238	126,020	1	1	126,021
当期変動額					
剰余金の配当		△2,078			△2,078
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		21,423			21,423
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			0	0	0
当期変動額合計	－	19,344	0	0	19,345
当期末残高	△238	145,364	1	1	145,366

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

① 商品

売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元の原価率を適用）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	11年～47年
構築物	2年～30年
機械及び装置	7年～17年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理によっているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響により、当社の取引や新規出店に一定の影響を及ぼすと見込んでおります。当社では、新型コロナウイルス感染症の影響は徐々に収まりつつも2021年5月期まで継続すると仮定しておりますが、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | | |
|---|--------------------|-----------|
| 1 | 有形固定資産に係る減価償却累計額 | 73,833百万円 |
| 2 | 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| | 短期金銭債権 | 15百万円 |
| | 短期金銭債務 | 51百万円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | 関係会社との取引高 | |
| | 営業取引による取引高 | 600百万円 |
| | 営業取引による取引以外の取引高 | 5百万円 |
| 2 | 受取保険金 | |
| | 受取保険金は、2019年8月に発生した長崎県・佐賀県・福岡県の大雨に伴う建物等店舗設備及びたな卸資産の被害等にかかる保険金であります。 | |
| 3 | 災害による損失 | |
| | 災害による損失は、2019年8月に発生した長崎県・佐賀県・福岡県の大雨に伴う建物等店舗設備の原状復旧費用及びたな卸資産の損害等による損失であります。 | |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	200,834	—	—	200,834

(注) 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	344百万円
未払事業税	367百万円
未払事業所税	74百万円
退職給付引当金	325百万円
長期末払役員退職慰労金	92百万円
減損損失	0百万円
資産除去債務	519百万円
その他	416百万円
繰延税金資産合計	<u>2,141百万円</u>
繰延税金負債	
建設協力金	△63百万円
固定資産圧縮積立金	△246百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△187百万円
その他有価証券評価差額金	△0百万円
繰延税金負債合計	<u>△498百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,642百万円</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として店舗用建物、POSレジ及びその周辺機器、陳列什器、冷凍・冷蔵ショーケース、防犯設備等があります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,670円96銭
1株当たり当期純利益	541円01銭

(注) 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2020年4月13日開催の取締役会の決議に基づき、2020年6月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

詳細は、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月21日

株式会社コスモス薬品
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員

公認会計士 竹之内 高 司 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 濱 村 正 治 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コスモス薬品の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモス薬品及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月21日

株式会社コスモス薬品
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱 村 正 治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コスモス薬品の2019年6月1日から2020年5月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- ① 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ② 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月21日

株式会社コスモス薬品 監査等委員会

常勤監査等委員 小坂 通美 ㊟

監査等委員 木野 哲男 ㊟

監査等委員 植田 正男 ㊟

(注) 監査等委員木野哲男氏及び植田正男氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主各位への安定的かつ継続的な配当による利益還元を実現すると同時に、経営体質強化のために十分な内部留保を確保し、新規出店など、適切な再投資にあてることを基本方針としております。これにより、当期の期末配当につきましては上記の方針に基づき、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

なお、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金50円を含め、1株につき前期より10円増配の110円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき金60円 総額1,187,973,960円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年8月24日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	宇野正晃 (1947年2月6日生)	1991年4月 当社代表取締役社長 1999年12月 (株)ドラッグコスモス（現(株)コスモス・コーポレーション）代表取締役 2004年4月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役 2017年8月 当社代表取締役会長（現任）	株 117,000
	<p>【取締役候補者とした理由】 創業者として長年にわたり代表取締役を務めている宇野正晃氏は、強いリーダーシップで当社グループの成長を牽引してまいりました。また、経営全般における豊富や経験・知見等を有しております。今後のさらなる企業価値向上のためには同氏が経営の指揮を執ることが最適であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	横山英昭 (1980年9月19日生)	2003年4月 当社入社 2007年9月 当社店舗運営部エリア長 2011年7月 当社店舗運営部長 2016年8月 当社取締役店舗運営部長 2017年8月 当社取締役営業本部長兼店舗運営部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現任） 2019年8月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役（現任）	1,600
	<p>【取締役候補者とした理由】 横山英昭氏は、2016年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏も豊富な経験・知見等に基づき、店舗運営部門に加えて営業部門全体の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。そして、2018年より代表取締役社長を務めております。今後のさらなる企業価値向上のためには同氏が経営の執行責任者として指揮を執ることが最適であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	いわ した まさ ひろ 岩 下 昌 博 (1962年10月20日生)	2000年 2月 当社入社 2004年 11月 当社情報管理・開発室長 2008年 2月 当社システム開発部副部長 2010年 1月 当社情報システム部長 2016年 8月 当社取締役情報システム部長（現任）	株 300
	【取締役候補者とした理由】 岩下昌博氏は、2016年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏がもつ豊富な経験・知見等に基づき、情報システム関連部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。今後のさらなる企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	たけ もり もと 竹 森 基 (1965年8月10日生)	1994年 4月 当社入社 2005年 3月 当社営業部商品課長 2006年 5月 当社商品部長 2013年 8月 当社取締役商品部長 2019年 6月 当社取締役営業企画部長（現任）	44,000
	【取締役候補者とした理由】 竹森基氏は、2013年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏がもつ豊富な経験・知見等に基づき、商品部門・営業企画部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。今後のさらなる企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	柴田太 (1971年10月24日生)	1998年11月 当社入社 2004年9月 当社人事総務部広報課長 2006年7月 当社経営企画部長 2012年6月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役 2012年8月 当社取締役経営企画部長 2017年8月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社取締役経営企画部長 (現任) 2019年8月 (株)グリーンフラッシュ取締役 (現任)	株 15,300
<p>【取締役候補者とした理由】 柴田太氏は、2012年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏もつ豊富な経験・知見等に基づき、経営企画部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。今後のさらなる企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	宇野之崇 (1973年11月21日生)	2001年2月 (株)コスモス・コーポレーション入社 2005年4月 当社入社 2005年4月 当社営業部営業企画課長 2005年5月 (株)グリーンフラッシュ取締役 (現任) 2009年11月 当社営業企画部長 2012年8月 当社取締役営業企画部長 2018年1月 当社取締役商品開発部長 (現任)	600,000
<p>【取締役候補者とした理由】 宇野之崇氏は、2012年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏もつ豊富な経験・知見等に基づき、営業企画部門・商品開発部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。今後のさらなる企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

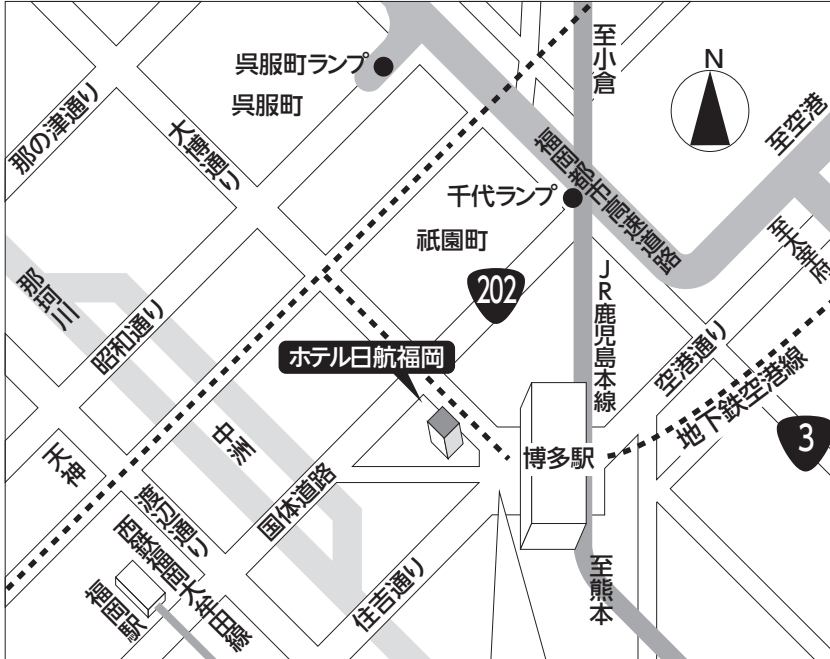
- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数は、2020年5月31日現在であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間

(電話番号 092-482-1111)



(交通のご案内)

■JRご利用の場合

JR鹿児島本線「博多駅」下車
博多駅博多口より徒歩約3分

■地下鉄ご利用の場合

地下鉄空港線「博多駅」下車
博多駅博多口より徒歩約3分

■お車(福岡都市高速道路)ご利用の場合

※来られる方面によって降口が異なります。

【北九州方面からお越しの方】

「呉服町ランプ」下車後、
昭和通りを直進し大博通りを左折。

【太宰府方面からお越しの方】

「千代ランプ」下車後、
国道202号線を直進し大博通りを左折。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。